

## 橿原市社会福祉協議会虐待防止のための指針

制定 令和5年3月24日告示第24号

### 第1 虐待の防止に関する基本的考え方

- 1 社会福祉法人橿原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の事業所（以下「事業所」という。）において、虐待の防止に努めるとともに、虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）の早期発見、迅速かつ適切な対応に資するよう、必要な措置を講ずるための体制を整備することにより、もって利用者の権利利益の擁護を図るものとする。
- 2 事業所の職員は、次に掲げる虐待又はこれらに関連する不適切な行為をしてはならない。
  - (1) 身体的虐待として、利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - (2) 介護・世話を放棄・放任（ネグレクト）として、利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - (3) 心理的虐待として、利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - (4) 性的虐待として、利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
  - (5) 経済的虐待として、利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### 第2 虐待防止のための委員会等に関する事項

- 1 本会は、事業所における虐待等の発生の防止及び早期発見並びに虐待等が発生した場合はその再発を防止するための対策を検討する委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。）を設置する。
- 2 虐待防止検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 指針の整備に関すること。
  - (2) 職員の研修に関すること。
  - (3) 虐待等の相談及び報告の受付並びにその調査についての体制整備に関すること。
  - (4) 虐待等の発生を把握した場合の対応に関すること。
  - (5) 虐待等が発生した場合の発生原因等の分析及び再発を防止するための必要な措置（以下「再発防止措置」という。）に関すること。
  - (6) 再発防止措置の効果についての評価に関すること。

- 3 虐待防止検討委員会は、委員長及び委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員長は事務局長をもって充て、委員は事業所の管理者、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員及びサービス提供責任者のうちから委員長が指名する。
- 5 虐待防止検討委員会の会議は、委員長が定期的に又は必要に応じてこれを招集し、その議長となる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、虐待防止検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 本会は、虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、事業所に虐待防止担当者を置き、当該事業所の管理者が委員の中から指名する。

### 第3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

本会は、事業所の職員に対して、虐待等の発生の防止に関する必要な知識を普及・啓発するとともに、虐待の防止の徹底を図るため、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める研修を実施する。

- (1) 新規採用職員研修 新規職員の採用時に虐待の防止の基礎となる研修を実施する。
- (2) 定期研修 毎年1回以上の研修を実施する。

### 第4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1 本会は、虐待等が発生した場合は速やかに橿原市に通報するとともに、橿原市等が行う当該虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。
- 2 本会は、虐待が発生した場合は速やかにその要因の解消に努めるものとする。
- 3 本会は、虐待等が発生した場合はその再発を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

### 第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 1 職員は、虐待等を発見し、又は把握した場合は、速やかに当該事業所の管理者に報告しなければならない。この場合において、社会福祉法人橿原市社会福祉協議会法令遵守推進規程第7条第1項及び第4項の規定は、虐待等の報告に準用する。
- 2 管理者は、前項の報告があった場合は、事務局長に報告するとともに、虐待等の発生の事実について、速やかに調査を行うものとする。
- 3 事務局長は、前項の調査の結果、虐待等が発生していると認めるときは、速やかに虐待防止検討委員会を開催するとともに、当該虐待等の発生において緊急性が高いと判断される場合は、直ちに橿原市等に通報しなければならない。

## 第6 成年後見制度の利用支援に関する事項

本会は、虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護その他の利用者の権利擁護のため、必要に応じ、利用者等に対して、成年後見制度その他の権利擁護に関する事業（以下「成年後見制度等」という。）の情報提供を行うとともに、成年後見制度等を利用できるよう支援するものとする。

## 第7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

本会は、利用者等からの虐待等に係る苦情については、社会福祉法人檀原市社会福祉協議会苦情処理に関する規程の定めるところにより、その解決を図るものとする。この場合において、当該虐待等の事案については、第5の規定により対応するものとする。

## 第8 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

本会は、この指針を事業所に備え置き、これを一般の閲覧に供するものとする。また、ホームページへの掲載により公表するものとする。

## 第9 実施期日

この指針は、令和5年4月1日から実施する。